### たかひら元 政務調査リ

2009

9 月号



長崎県議会議員 高比良元

#### 元

〒851-0402 長崎県長崎市晴海台町2-9

e-mail info@takahira-hajime.jp http://takahira-hajime.jp/

発行責任者 髙比良元

たかひら元

検索

る、 的に検証し、 をいたしております。 をもって予算を再編するものと私は確信 とされる政策課題に振り替えるとの視点 正し、より効果の上がる事業に組み替え された予算として無駄があればこれを是 事業メニューの内容を国民目線から客観 気になるところではありますが、しかし、 ぶのか、自治体関係者にとっては非常に 自治体の財政運営にどのような影響が及 実施され、そのことが本県をはじめ地方 対策関連予算の組み替え等がどのように 今後政府与党によるこれまでの緊急経済 の本県九月定例本会議も終了しました。 衆議院議員総選挙も終わり政権交代後 あるいは国民生活にとってより必要 選挙前に駆け込み的に措置

せん。 い県政へと転換していかなければなりま 県政もその政策を十分踏まえた新し .ずれにせよ、新しい国政の誕生によ

県政の推進こそが求められています。 もっと活力ある長崎県、 い国づくりのモデルともなる自立あ 地域主権 の新

髙比良 元

られるものです。 経済対策としての財政出動の意味が認め られ実施されることによって初めて緊急 そうした検証のもとに事業が組み立て

認めるわけにはいきません。

対策にも逆行するようなこうした事業を

年間の維持費の負担も別途伴い、

としか言いようのない無駄な公共事業費 義を認められない単なる予算のバラマキ でしかありません。 する緊急地方道整備費は、全くこうした意 億円を支出するという県内12の架橋に対 いつつ、毎年2億円ずつ今後5年間で10

行なうというものです。 内容は12架橋についてライトアップを

資するし事業の発注によって業者の収益 や交流人口の拡大によって地域活性化に ノによって観光の名所ができ観光の振興 知事はじめ理事者側はこのライトアッ

九月定例県議会での補正予算の質疑 地の夜の魅力づくりや観光資源のアピー

から

性・有用性・費用対効果といった通常の事 要誘発効果等の指標をもって事前評価が 業評価の他に、雇用創出効果や地域内の需 事業費261億円は、基本的に県内の景気 なされていなければなりません。 の確保等が主眼として措置されています。 対策や地場企業の経営の安定並びに雇用 ①緊急経済対策として増分された公共 したがって、実施事業については緊急 白です。 ばまちのトータルなデザインづくりの一 的地として成り立つはずは無いことは の道路照明を行なうこともなく、さらには ことなく、地元市町からの要請もなく 環として実施されることはあっても、単に つ、本来的に必要な交通安全の確保のため

しかしながら、そうした手続を経たとい

が、問題はそれ程単純ではありません。 るわけですから、特に地元の平戸市民から はさぞ歓迎されるであろうと思われます 有料道路しての架橋の利用負担がなくな 大橋も無料化すると発表しました ②金子知事は来年から平戸大橋や生月

むしろ、いま暫く利用料を一定負担して

戸市民が負担しその総額は架橋以来こ 平戸大橋の通行料の約八割以上は地 きいのです でもその収益を地元の主体的な観光振興 に還元して欲しいとの平戸市民の声が大 などへの取り組みの特定財源として地元 **芫**平

につながると答弁しました。 例えば、観光

しかし、ライトアップは、

ルあるいは街並みの景観対策としていわ

架橋の単発的な照明によって観光の

目

費用対効果についても何ら検証される

カュ

続けられてきました。
を全額償還した後もこの通行料の負担は平戸大橋の建設費に充てるための借金れまで百億円を超すと試算されています。

で続けられてきました。 優良架橋で、収入金額の10%から38%を、 優良架橋で、収入金額の10%から38%を、 原は、例えば長崎市内の松ヶ枝駐車場や松 浦市内のバイパスの償還金に充てられ、その財 理費などに吸い取られ地元の振興費には 全く充てられないといった状況がこれま 全く充てられないといった状況がこれま

減少される傾向が続いていました。ている平戸市の観光協会の委託費も年々そればかりか料金徴収事務を委託され

の主張がなされているのです。
特定財源として市民に還元して欲しいと
特定財源として市民に還元して欲しいと
期間、今後も平戸市民が通行料を負担する

> 如何です。 要は地元の声に真摯に耳を傾ける姿勢

## の質問と主張予算特別委員会での審議における私

会の平準化が図られているか。 また、有効求人倍率は県全体で 0.3% がいような状況にあるが、財政出動、事 がないような状況にあるが、財政出動、事

ら、それぞれのランクに応じた企業が受注をいるかのでいるか。「また、地場企業にはA・B・によって入札参加が選別されるところかによって入札参加が選別されるところかによって入札参加が選別されるところかのでいるか。「また、地場企業について県内地場企業の受注率を予算ベースでどの程度見込

がなされているか。施されなければならないがそうした配慮するためには、それぞれの規模の事業が実

の質問と主張

農水経済委員会での審議における私

さらには、それぞれのランクの入札においては各ランクの企業において、おおむねいては各ランクの企業において、おおむねらないが、昨年度は、総合評価方式の落札らないが、昨年度は、総合評価方式の落札らないが、昨年度は、総合評価方式の落札の68%の仕事を受注しており、66・4%の仕事を受注しており、66・4%のたる123社が1件も落札できなかったと報じられているが、この点の改善も含めて具体的にどのような措置が講じられているか。等であります。



予算特別委員会

#### 億8,100万円が計上されている。 立れた地域活力基盤創造交付金を活用し 大の観光情報等を提供するナビゲーショ し、かつ当該自動車にはITS装置(双方 の観光情報等を提供するナビゲーショ が通信システム)を設置する事業として6

また、11号と等一単さしているのようかるが、何故五島だけなのか。 コアイランド構想の推進等のねらいはわ

新産業の創造へのシーズづくり、また、エ

この事業について低炭素社会づくりや

また、五島を第一弾としているのなら、 他の県内各地区への波及は具体的にどの 気自動車)とITSの設置は必ずしも一体 気自動車)とITSの設置は必ずしも一体 にとらえる必要はなく、ITSを伸ばそう にとらえる必要はなく、ITSを伸ばそう とするならそれ自体の普及方策を別途検 とするならそれ自体の普及方策を別途検

この自動車の所有者をどうするのか、地 この自動車の所有者をどうするのか、参加企業をどうするのか等々、まだ事業化までには整理 されていない課題が多いので早急に内容 されていない課題が多いので早急に内容 しめを行うべきである。

来年のNHK大河ドラマ「龍馬伝」の放映を活用して長崎への観光客を県内各地に回遊させるためルート設定を行おうとする観光客受入環境整備事業費8億7,00万円が計上されているが、これに対する市町の対応はどうなっているのか、県内各地への回遊というねらいはいいが、相当の仕掛けと経費の投入がなければ実際の効果がでないのは過去の大型イベントでも実証済みである。

すべきである。等であります。せるよりは拠点性を高めるやり方を検討ルートをつくり、少しずつ効果を分散さ

## 私の質問と主張行財政特別委員会での審議における

めています。 特別政の改革の推進の具体策を 大とるべき行財政改革の推進の具体策を 大とるべき行財政改革の推進の具体策を でとるべき行財政改革の推進の具体策を 大財政の改革プランに盛られた各種事

て方が基本的にアウトプットになっていて行なっていますが、問題はその事業評価 のメルクマール (目印) となる各指標の立て行なっていますが、問題はその事業評価

度だということです。何をどれだけやった、その達成度はどの程ることです。つまり、事業者の側からみて

識すべきであります。 違うということを県の担当者は先ずは認 仕事をしたことと成果を挙げたことは

第二に行財政改革に取り組むことは必然でありますが、ただ、これまでと同様の出の削減に努めてもいわば一時しのぎの出の削減に努めてもいわば一時しのぎの対処療法のようなもので、現在の地方財政予算に十分に回せないという宿命から脱予することはできません。

出動を伴うというやり方を抜本的に改革として住民福利の向上のために全て財政自体が公共サービスの提供の仕組みとしてこれをひとり行政が担うというやり方、そして住民福利の向上のために全て財政をしては、地方財政

が重要です。

# 員会)の調査を終了問題に関する調査特別委員会(百条委円枠)に係るバイオラボ社の経営破綻大学等発ベンチャー創出事業(1 億

大学等発ベンチャー創出事業(1億円大学等発ベンチャー創出事業(1億円件)に係るバイオラボ社の破綻に関する問題について、昨年11月定例会において地方自治法第 100条第1項及び同法第98 にた特別委員会(百条套1項の規定に基づく調査権限を委任した特別委員会(百条套員会)を設置し、決定のあり方等、県民の疑問に応えるべく鋭度のあり方等、県民の疑問に応えるべく鋭度のあり方等、県民の疑問に応えるべく鋭度のあり方等、県民の疑問に応えるべく鋭度のあり方等、県民の疑問に応えるべく鏡見が表す。

第一に、百条委員会の審議の過程におい第一に、百条委員会の審議の過程におい係証の疑いが極めて濃厚であることから、地方自治法第100条第9野氏の証言は偽証の疑いが極めて濃厚であることから、地方自治法第100条第9

支援のあり方及びバイオラボ社に関するが肝要であるため、「ベンチャー企業等の起こすことなく、適正に事業を進めること第二に、今後、このような問題を二度と

見書の内容は次のとおり。 見書」を県当局に提出することにした。意問題についての法的な対応等に関する意

まで関与できるのかということが大きな 調査の過程において明らかとなったもの 資が経営破綻の大きな要因であることが 取締役である久木野氏の放漫経営・過剰投 び成功へとつながるものであるといえる。 が引いては採択企業の健全な経営努力及 ら厳格な事業執行が求められており、それ いて改善の必要がある事実が判明した。 業振興財団(以下「財団」という。)にお 課題ではあるものの、県および財団法人産 であるが、企業支援に際し行政としてどこ 係証人の証言等からバイオラボ社の代表 を行うこと。 よって、次記の6点について十分な対応 県及び財団は、公金を扱うという立場か 1 ベンチャー企業等の支援について関

①公金による投資について
・本事業では、本県ではそれまで行われて
・本事業では、本県ではそれまで行われて
・本事業では、本県ではそれまで行われて
・本事業では、本県ではそれまで行われて
・大資のであるが、リスク対策として、投資
・大会のであるが、リスク対策として、投資
・大会による投資について

かを十分検討すること。 するということが行政として適当であるこのような点を踏まえ、公金を「投資」

### ②応募要件について

なっていない。

なっていない。

なっていない。

なっていない。

なっていない。

なっていない。

なっていない。

なっていない。

なっていない。

海外での事業展開を視野に入れている海外での事業展開を視野に入れている

### ③経営監視体制について

本事業の事業採択に当たっては、専門家を構成員とする審査会の審査結果を受け、を構成員とする審査会の審査結果を受け、を構成員とする審査会の審査結果を受け、ときな要因が示されたものもあったが、当該指摘事項を受けての対応が極めて不十分であり、そのことが、久木野氏の放漫経営・過剰投資を許してしまったことから、今後は、それらに対応した経営監視体制を今後は、それらに対応した経営監視体制を存後は、それらに対応した経営監視体制を

④事業の適正な運用について

底すること。 適正かつ厳格に対応するという意識を徹類のチェックのみならず、運用面においてび公金を扱うという立場から、形式的な書っンプライアンス(法令遵守)の観点及

⑤事業執行体制の在り方について 本事業は、県が事業の制度設計を行い、 本事業は、県が事業の制度設計を行い、 たが、両者の責任の所在を明確にし、ガバ たが、両者の責任の所をものである。

した。

⑥事業執行における責任について 公費1億円が投じられた今回のバイオ する信頼を損ねた状況等に鑑み、知事をは する信頼を損ねた状況等に鑑み、知事をは すること。

告発することが決定されている。
お別委員会」においても偽証として及び「大学等発ベンチャー創出事業に関すたいら詐欺罪により告訴されていることが、人木野氏については、すでに長崎

厳正な対応を行うよう強く求めること。その結果を踏まえ、県立大学法人に対し

2 刑法第246条の詐欺罪による告訴を含めた法的な対応の検討についてバイを含めた法的な対応の検討についてバイオラボ社は、投資申請第3回目(平成18年1月24日)に当たり、大村市において本社建設を検討しているとの方向で財団と協議を行ってきたにもかかわらず、実際は探索を依頼していた。また、本社購入のための借入金についても検討し、金融機関とめの借入金についても検討し、金融機関との内容を財団に対し投資実行に至る前らの内容を財団に対し投資実行に至る前らの内容を財団に対し投資実行に至る前らの内容を財団に対しないう事実が判明に報告していなかったという事実が判明

財団の投資決定に当たっては、財団のインキューベーション・マネージャー(事業がの問題を解決する人)作成の大村本社創成の問題を解決する人)作成の大村本社とされていたが、これは久木野氏からの聴とされていたが、これは久木野氏からの聴れるをまとめたものということであり、これを踏まえて財団は大村市における本社建設を前提とした投資を実行したものといえる。

3回目の投資に当たっては慎重な対応とは異なり返済のといい、借入金にとから、売上が見込めないバイオラボ社の当時の状況において多額の圧迫することが懸念されていたものであり、財団としては、当時、借入金による本は建設を事前に把握していたとすれば、第

ところである。

以上のことから、バイオラボ社は投資契約上の重大な事項としての報告義務が課自己の現況を正確に報告することなく、財団から第3回目の投資を引き出したということについて、不作為により財団を錯誤うことについて、不作為により財団を錯誤に陥らせた疑いがあることから、バイオラボ社は投資契地がある。

含めた法的な対応について十分検討する場に立ち同罪で関係者を告訴することをよって、本県及び財団は被害者という立

### お願い

حري

- ◎ 政務調査リポートを配布して
- 政務調査活動の一環として各
- ご連絡をお待ちしています。